

特定保健指導担当管理栄養士認定審査 事例報告作成について

事例報告（様式3）作成の注意事項

- ・積極的支援または動機付け支援の対象事例を提出すること
- ・特定保健指導の事例報告は事例ごとに様式 3-1 ～ 3-4 に記載すること
（文字数が増えてページをまたがっても可）
- ・様式3-1の「1-③職業」の欄には、職業分類表（別紙参照）の左側に記載されている番号を記入すること
- ・事例報告書に記載できる範囲は、特定保健指導とし、医療機関等における栄養指導、食事指導の事例は含まない
- ・事例は、レポート数早見表を参照し、3事例相当を提出すること
- ・事例は、断片的な報告ではなく、初回からの経過と支援の詳細、結果に対する考察を記載すること
- ・好結果を得た事例のみならず、結果が出ない困難事例も含めることができる
ただし、中断事例については認めない
- ・書類作成は自筆（楷書体）またはパソコンで行うこと
- ・年月は西暦で記載すること
- ・個人情報保護の観点から対象者個人の特定ができる情報（氏名、住所、所属など）を記載しないこと
無断で報告を提出することがないように、あらかじめ勤務先や保健指導事業者に趣旨を説明して許可を得ておくこと

【提出事例についての必要レポート数早見表】

提出事例は、初回面談から継続支援、最終評価まで自身が担当した事例が望ましい

ただし、初回面談、継続支援（A支援160分[※]以上）ないし最終評価のいずれかを担った事例では、2事例で1事例分とする。

パターン	初回面談 [※] 1	継続支援 A支援160分 [※] 以上 (支援形態問わず)	最終評価	1事例分としての必要レポート数
①	○	○	○	1
	○	○		1
②	○		○	2（継続支援の詳細についても報告）
	○			2（継続支援にむけての支援計画も報告）
		○	○	2（初回支援からの詳細についても報告）
		○		2（初回支援からの詳細についても報告）

※1 初回面談の分割実施の場合、健診時と後日支援の双方を担当した事例が望ましいが、一方の実施の場合も支援内容の詳細を記載できていれば初回面談実施事例として報告可

職業分類表

所得（賃金・給料、営業利益など）を伴う仕事についている方（内職、アルバイト、パートを含む）

番号	職業分類項目	仕事の種類
01	専門的・技術的 職業従事者	研究者、技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床・衛生検査技師、歯科衛生士、栄養士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉専門職業者（保健士など）、法務家、文芸家、記者、編集者、美術家、写真家、デザイナー、イラストレーター、漫画家、音楽家、舞台芸術家、その他専門的・技術的職業従事者（個人教師、職業スポーツ従事者など）
02	管理的職業従事者	管理的公務員（議会議員、知事、市長など）、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員（工場長、支店長、駅長、会社課長）、その他の管理的職業従事者
03	事務従事者	一般事務従事者（総務事務員、受付・案内事務員、秘書など）、会社事務従事者、外勤事務従事者（集金人など）、運輸・通信事務従事者（速記者、タイピスト、キーパンチャー、電子計算機オペレーターなど）
04	販売従事者	商品販売従事者（小売店主、飲食店主、販売店員、商品仕入・販売外交員、商品仲介人など）、販売類似職業従事者（不動産仲介人、保険外交員、質屋店主・店員など）
05	サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者〔家政婦（夫）、家事手伝い、訪問介護員（ホームヘルパー）など〕、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、クリーニング職など）、飲食物調理従事者（旅行・観光案内人、物品一時預かり人など）
06	保安職業従事者	自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など
07	農業作業者	農耕、養蚕、養鶏、養蜂、養畜、植木職、造園師など
08	林業作業者	育林、伐木・造材、集材・運材、製炭・製薪など
09	漁業作業者	漁労作業、海藻・貝採取、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士・水産養殖など
10	運輸・通信従事者	自動車運転者、鉄道・船舶・航空機運転事業者、その他の運輸従事者（車掌、鉄道輸送関連業務従事者、甲板員、船舶機関員、検車係など）、通信従事者（無線通信技術従事者、有線通信員、電話交換手、郵便・電報外務員など）
11	生産工程・労務作業者	製造作業者〔金属材料、化学製品、窯業製品、土工製品、食料品、飲料・たばこ、衣服・繊維製品、木・竹・草・つる製品、パルプ・紙・紙製品、ゴム・プラスチック製品、革・革製品、その他〕、組立・修理工業作業者〔一般機械器具、電気機械器具、輸送機械、計量計測器機・光学機械器具〕、金属加工作業者、金属溶接・溶断作業者、紡績作業者、印刷・製本作業者、ボイラー工、建設機械運操作業者、電気作業者、採掘作業者、とび職、鉄筋工、建設作業者、土木作業従事者、運搬労務作業者、その他の労務作業者（清掃員など）

上記の仕事されていない方

番号	職業分類項目	仕事の種類
12	家事従事者	一般家庭の主婦等日常家事に従事することを常態としている人
13	その他	（高齢・病気などで無職の人）